



2月9日(木) 信条保育所 すもう大会から

はっけよ〜いのこつたのこつた!

東京中之島会設立……………P.2~P.3

統一地方選挙について……………P.6~P.7

町民文化センター愛称決定……………P.10~P.11

休日在宅の 当番医のお知らせ		
月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
3/12	村上医院 (☎63-4600)	寺師医院 (☎62-0137)
3/19	見附市立病院 (☎62-2800)	
3/21	内島医院 (☎66-2446)	石川医院 (☎66-2140)
3/26	田崎医院 (☎62-1122)	佐々木医院 (☎62-2357)
4/2	見附市立病院 (☎62-2800)	
4/9	富田医院 (☎66-2226)	見附南医院 (☎63-4477)
4/16	見附市立病院 (☎62-2800)	
4/23	星野(弘)医院 (☎62-0998)	金井医院 (☎62-0116)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。

(この広報紙は環境保護のため再生紙を使用しています)

人口の動き

2月末日現在・(前月比)・[前年比]

人口	12,896人 (+13) [+139]
男	6,330人 (+7) [+94]
女	6,566人 (+6) [+45]
世帯数	2,845戸 (+5) [+68]

《町内交通事故発生状況》

年	件数		死者		傷者	
	2月中	累計	2月中	累計	2月中	累計
平成7年	6	10	0	0	7	12
平成6年	4	7	0	0	7	12
比較増減	+2	+3	±0	±0	±0	±0

死亡事故 0 連続643日 2/28現在

阪神大震災義援金について
たいへん多くの方々から、あたたかいご協力をいただきありがとうございます。
なお、義援金の受付は、次のとおりで4月17日まで行っています。
* 町役場 住民福祉課
* 老人憩いの家 刈谷田荘
* サンプルコなかのしま

◆編集後記◆

盛会裏に終了した『ウィンターふれあいハートフェスティバル』。中之島町民の結束力とそのパワーをあらためて見せつけられた気がします。蓮風会のみなさんによる寸劇「話はずんでレンコン村」は、昨年十一月に催された越路町のイベント「雪ボタル舞う里」で金賞に輝いた作品です。親元を離れ、町内企業で縫製の勉強に励む中国のみなさんによる「母さんの歌」「北国の春」には胸を打たれました。先般、その発表会を開いたばかりの中之島中学校校歌が

プラスバンド部の演奏のもとで声高らかに歌いあげられました。恒例となった安達弥平さんの手品は会場を爆笑の渦に巻き込み、最後には種明かしのサービスマスまでしてくださいました。私も帰宅後にさっそく小学生の子供たちの前でその手品を試みましたが、技術が伴わず、あっさりと見破られてしまいました。楽しい歌や踊り、演劇などを披露してくださいました出演者のみなさん、また、事前の準備や当日の裏方に徹したみなさん、本当にこころうさまでした。

今月の納税

- 国民年金(第12期)

※ 平成7年度の固定資産税第1期の納入日は5月末日の予定です。
納税は便利な口座振替をご利用ください。

- 消防車・救急車の要請は ☎119
- 火災発生場所のお問い合わせと無憂苑育場の申込みは与板郷消防署 ☎0258 (72) 2572



あいさつする樋山町長

待望の『東京中之島会』ができました。
近年、新潟県下の多くの市町村において東京ふるさと会の設立がなされる中であって、首都圏在住の中之島町出身者のみなさんからも中之島会設立に対する強い要望が出されたことを受け、町観光協会が主体となり東京新潟県人会のご支援・ご指導のもと、設立準備会を結成してその設立に向けての準備を進めてきました。
二月十九日（日）、東京お茶ノ水「ホテル聚楽」にて『東京中之島会設立総会』を開催。一八二名（設立時）の会員で構成される『東京中之島会』が誕生しました。

東京中之島会発足

首都圏とふるさとを結ぶ心のかけはし

2/19
お茶ノ水「ホテル聚楽」で設立総会

続いて、町観光協会の斎藤守副会長から設立に至るまでの経過報告がなされました。
―東京中之島会設立経過報告―
平成六年四月
首都圏在住の中之島町出身者の紹介を依頼。
平成六年六月
紹介のあった二六五名の方に東京中之島会設立の趣意書を送付、入会依頼。併せて、一六名の方に設立準備委員の依頼、了承を得る。
その旨、町観光協会総会において報告。
平成六年九月



会長に選出された阿部俊六さん

六さんが、副会長には同副会長の大久保忠弘さんと金安藤之輔さんがそれぞれ選出されました。

東京新潟県人会館にて、第一回設立準備会開催。設立準備委員及び町観光協会による設立趣旨、役員、会則等に係る審議を行う。
その後、設立準備会二回、正副会長会議二回を経て、設立に向けての素案づくりを進め、本日の設立総会開催の運びとなる。

その後、設立準備会の大久保忠弘副会長を議長とし、議事にはいり、会則審議及び役員選出がなされました。会長には設立準備会長をつとめられた阿部俊



中野東神楽舞

「方言丸出しで、楽しく語り合える会にしたい。みなさんと協力し合い、ふるさととの連携を密にしなが、共存共栄の精神で会を発展させていきたい。そして、中之島のますますの活性化に寄与したい。」という正副会長からの力強い就任のあいさつに続き、東京新潟県人会の小沢辰男会長からの祝電披露、同、波方二郎副会長ならびに町議会の田口正治議長からの祝辞がありました。
また、アトラクションとして「五穀豊穡を祈る「中野東神楽舞」



祝賀会でのスナップ

が保存会のみなさん六名によって披露され、会場に大きな拍手と喚声が沸き起こりました。
総会終了後には盛大な設立祝賀会も行われました。再会を喜び合い、昔話に花を咲かせ...と、それぞれが「ふるさと中之島」を胸に、終始なごやかなひとときを過ごしました。

数多くの方々の熱意・努力と相互理解によってここに生まれた『東京中之島会』。「会員相互の親睦と郷里との交流を図ること」をその目的とする『東京中之島会』の今後の発展を心よりお祈りいたします。
『東京中之島会』では、新たな入会者を歓迎しています。町内出身で首都圏在住の親戚・知人等に入会をお勧めください。
〓 入会申込及び問い合わせ先 〓
中之島町役場産業課（電話02-5816112015）

東京中之島会役員



会場には大鳳の展示も

設立総会は、設立準備委員会事務局の西木晴太郎さんによる開会の辞で幕開け。樋山町長が「設立準備会のみなさんのご努力で今日を迎えることができ、心から喜んでいきます。東京中之島会が郷土との結びつきを強めながら、首都圏における仲間づ

くりにつながるよう願っています。社会環境が急速に変化し、中之島町も穀倉地帯ということであって、多くの方と語り、交流し合う中から町の発展を考えていきたいと思えます。東京中之島会が発展し、その目的が達せられるようお祈りします。」と、設立準備会の阿部俊六会長からは「一年に一回でもこうしてみんなで集まり、楽しいひとときを過ごしたいと思えます。そして、中之島を知り、中之島の発展のために尽くしていきたい。」と、それぞれあいさつがありました。

東京中之島会役員

		(敬称略)	
役職名	氏名	住所	出身地
会長	阿部俊六	東京都品川区	稲島
副会長	大久保忠弘	東京都東村山市	中野中
幹事	金安藤之輔	東京都国立市	大沼新田
	佐藤田保	神奈川県鎌倉市	福原
	浅野利成	神奈川県相模原市	中条
	荻野省治	東京都大田区	中野中
	小林富也	東京都杉並区	中条新田
	中島大也	東京都荒川区	横野
	藤塚弘明	東京都上尾市	島田
	渡辺尚久	千葉県松戸市	福原
	高野剛志	埼玉県新座市	福原
	下田栄太郎	東京都世田谷区	横山
	田村武二	東京都立川市	中之島
	小林勝太郎	東京都板橋区	長呂
事務局	西木晴太郎	神奈川県横浜市	中之島

東京中之島会会則

(名称)
第1条 本会は東京中之島会と称する。

(構成)
第2条 本会は東京首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)に在住する中之島町出身者ならびにその縁故者をもって構成する。

(事務所)
第3条 本会の事務所は当分の間中之島町役場内におく。但し、当分の間、町事務所と東京中之島会事務局との連携を図るため、東京事務局をおく。

(目的)
第4条 本会は会員相互の親睦と郷里との交流を図ることを目的とする。

(事業)
第5条 本会は目的を達成するため次の事業を行なう。
1. 親睦及び交流事業
2. 会報及び会員名簿の発行
3. 中之島町の広報紙(広報なかのしま)の配布
4. その他必要と認められる事業

(役員)
第6条 本会に次の役員をおく。
会長 1名
副会長 2名
幹事 若干名
顧問 若干名
事務局 若干名

第7条 役員は、幹事会で選任し、総会で承認を得て決定する。任期は2年とする。但し再任は妨げない。顧問は会長が指名する。

第8条 1 会長は、本会を代表して会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3 幹事は、会長及び副会長を補佐し、会員相互の連絡調整にあたり会務の活動を行う。
4 事務局は、町事務所との連携を図りながら、会長の命を受けて本会の庶務を処理する。

(総会及び会議)
第9条 1 総会は毎年1回開くほか、必要に応じて臨時会及び幹事会を開くものとする。
2 会議は会長が招集する。

(会計)
第10条 本会の年会費は、3,000円とする。
第11条 本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
第12条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。(会則の改正)
第13条 この会則の改正は総会の過半数の議決を必要とする。(加入・脱会)
第14条 本会に加入・脱会しようとする者は役員を経て申し出るものとする。
第15条 本会に加入しようとする者は、加入と同時に会費3,000円を添えて役員に申し出るものとする。また、脱会しようとするものは、役員にその旨申し出て、すでに納めた会費は返還しないものとする。(委任)
第16条 この会則に定めるもののほか必要な事項は幹事会において別に定める。

附則
本会の会則は平成7年2月19日から施行する。

第4回

ウインターふれあいハート フェスティバル開催

2/26(日) 町農村環境改善 センターに2,000人が集う



出演者代表ラインナップ



第1部
ようこそ
ふれあい
広場

第2部
ウインター
ふれあい
芸能ステージ

二月二十六日(日)、冬の一大イベントとしてすっかり定着した『ウインターふれあいハートフェスティバル』が盛大に催されました。

四回目となる今年は、肉と野菜をジャンボ鍋でじっくり煮込んだ「あったか鍋サービスコナー」、餅サンエツで縫製の研修をされている中国のみなさん

密なりハートサルのもと展開された『ウインターふれあいハートフェスティバル』。会場の町農村環境改善センターを埋め尽くした約二、〇〇〇人の観客のみなさんは「心と心のふれあい」をテーマとしたこのフェスティバルを十分に満喫されたことでしょう。

「れあい抽選会」に続いては、各企業・団体等のみなさんによって、数々のすばらしいショーが繰り広げられました。笑いあり、感嘆ありのステージを名司会がさらに盛り上げ、会場全体が一つになって楽しいひとときを過ごしました。

中之島つくろう塾のみなさんが中心となり、周到的計画と綿



信条小学校 TOKIO.Jr による「ラブユーオンリー」

中之島中央小学校 特設音楽部による合奏

中野東神楽舞

上通小学校 4年生による「レンコン音頭」



会場のみなさんと一緒にカルタ遊びも



本場中国の「水ぎょうざ」



特産品ショッピング



もちつき大会



駐車場で「あったか鍋」

改善センター全館にわたり さまざまなコーナーが設置されました



町内企業生産品の展示・即売



きれいなお花はいかがですか



ホットサービス



子供美術展



会場は笑いと拍手の連続です

中之島中学校のみなさん プラスバンド部の演奏に加え、今年には校歌の混声三部合唱も聴かせてくれました



昨年に引き続きフィナーレを飾るのは「見附太鼓」のみなさん

4/23(日) 町議会議員 4/9(日) 県議会議員 選挙投票日



棄権することなく みんなで投票しましょう

今年4年に一度の“統一地方選挙”の年です。任期満了に伴い、4月9日(日)に県議会議員選挙、同月23日(日)には町議会議員選挙が行われる予定です。選挙は、私たち一人ひとりが日々の暮らしの中における願いを政治に反映させる最大の機会です。

今後4年間の県政、町政を託す人を選ぶこの大切な選挙。棄権することなく、みんなで投票しましょう。

県議会議員一般選挙

◆告示日 3月31日(金)
◆投票日 4月9日(日)

《投票できる人》

昭和五十年四月十日までに生まれ、平成六年十二月三十日以前から引き続き中之島町に住所を有し、町の選挙人名簿に登録されている人。
県内の住所移転者の投票
中之島町の選挙人名簿に登録

町議会議員一般選挙

◆告示日 4月18日(火)
◆投票日 4月23日(日)

《投票できる人》

昭和五十年四月二十四日までに生まれ、平成七年一月十七日以前から引き続き中之島町に住所を有し、町の選挙人名簿に登録されている人。
《選挙人名簿の縦覧》
■期間 四月十八日(火)から四月十九日(水)まで
■時間 午前八時三十分から午後五時まで
■場所 中之島町役場 選挙管理委員会事務局(一階 小会議室)

Ⅱ投票にあたっての留意事項Ⅱ

- ①入場券は忘れずに
町選挙管理委員会が配布する入場券を忘れずに持参してください。もし、入場券を無くした場合などでも、町の選挙人名簿に登録されており選挙権を有する人は投票できますので、投票所で係員に申し出てください。
- ②投票は早めに済ませましょう
投票できる時間は午前七時から午後六時までです。時間に遅れて大切な一票をムダにしないよう、投票は早めに済ませましょう。
- ③投票の方法
投票用紙には、候補者の氏

④代理投票

投票用紙には選挙人本人が書くことを原則としますが、体が不自由な場合やケガなどで自分で書くことができない人は代理投票ができますので、投票管理者に申し出て下さい。補助者が立ち会いのうえ、代わって書いてくれます。なお、この補助者は、誰に投票したかを絶対に話してはならないことになっていますので安心して申し出てください。

Ⅱ不在者投票は お早めにⅡ

- 投票は、投票日に投票所において行うことが原則ですが、次のような場合は不在者投票ができます。
- ①投票日に都合によりどうしても投票所に行けない場合
も投票所に行けない場合
- 期間
〔県議会議員選挙〕
三月三十一日(金)から四月八日(土)まで
四月十八日(火)から四月二十二日(土)まで
〔町議会議員選挙〕
四月二十二日(土)まで
- ※土・日曜日可
- 時間 午前八時三十分から午後五時まで
- 場所 中之島町役場 選挙管

理委員会事務局(二階 小会議室)

- 持参するもの
印鑑、入場券
- ②県選管が指定する病院、施設等に入院、入所している場合
入院、入所している病院等で不在者投票ができます。手続きなど詳しいことはその病院等にお尋ねください。

③重度の身体障害者など一定の条件に該当する場合

町選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けている人は、自宅などにおいて郵便による投票をすることができます。手続きなど詳しいことは町選挙管理委員会にお尋ねください。

中之島町議会議員一般選挙の 立候補予定者説明会のお知らせ

◇日時 平成七年三月二十日(月)午後一時三十分
◇場所 中之島町農村環境改善センター
◇出席人員 各立候補予定者につき二名以内

選挙人名簿定時登録者数(人)

投票区	男	女	計
1 中之島	1,102	1,150	2,252
2 上通	937	957	1,894
3 中通	415	440	855
4 中野	623	651	1,274
5 中条	560	609	1,169
6 信条	612	674	1,286
7 三沼	150	153	303
8 西所	224	222	446
合計	4,623	4,856	9,479

(平成6年9月2日現在)

投票所一覧表

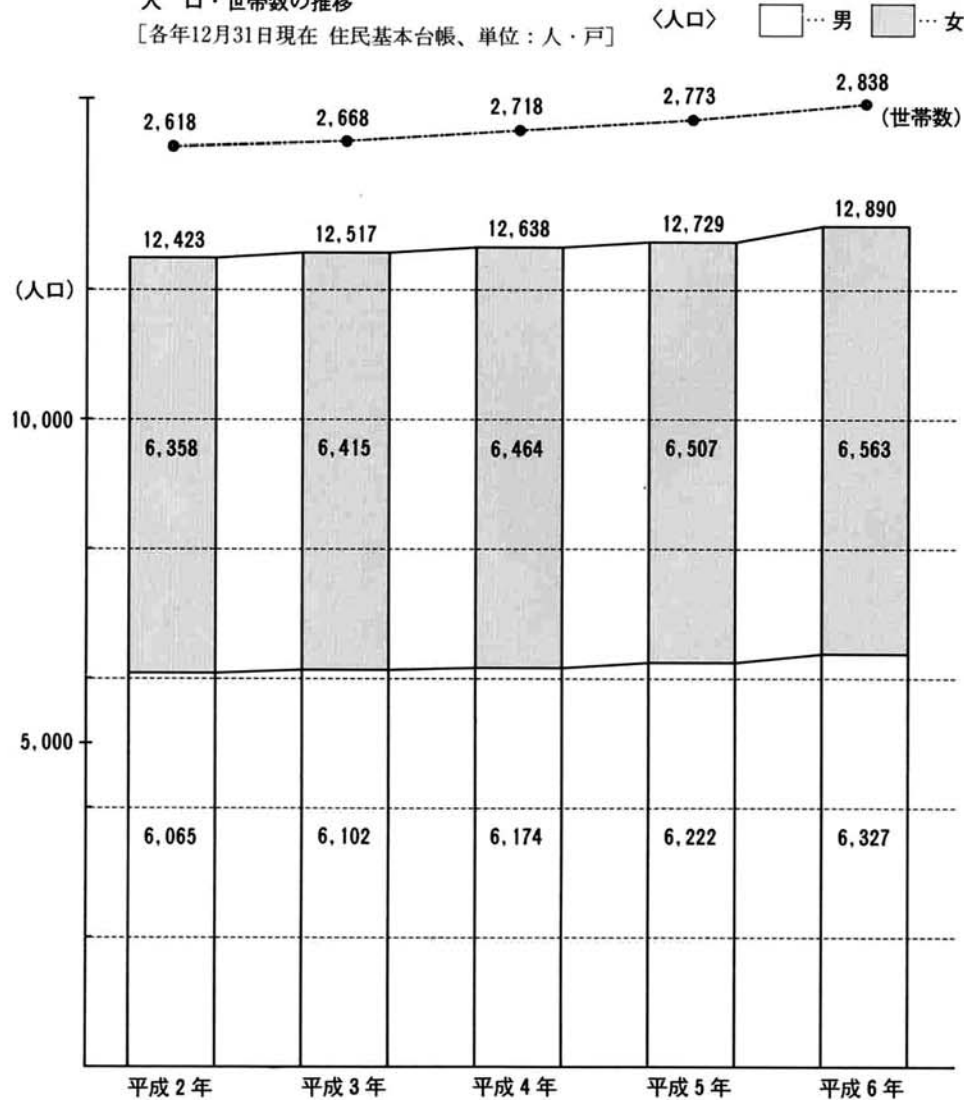
投票区	投票所
第一投票区	中之島公民分館
第二投票区	上通小学校
第三投票区	中通公民分館
第四投票区	サンパルコなかのしま
第五投票区	中条保育所・児童館
第六投票区	信条小学校
第七投票区	三沼公民分館
第八投票区	西所公民分館

～選挙に関するお問い合わせ先～
**中之島町
選挙管理委員会**
 直通電話
☎0258-61-2032
 内線 161

平成6年中の町内における人口の動き

 <p>人口 1世帯当たり4.5人 (平成6年12月31日現在 住民基本台帳)</p>	 <p>人口密度 1km²当たり303人 (平成6年12月31日現在 住民基本台帳)</p>	 <p>出生 2.7日に1人 (平成6年中)</p>	 <p>死亡 3.5日に1人 (平成6年中)</p>
 <p>結婚 7.3日に1組 (平成6年中)</p>	 <p>転入 0.9日に1人 (平成6年中)</p>	 <p>転出 1.3日に1人 (平成6年中)</p>	 <p>交通事故 6.0日に1件 (平成6年中)</p>

人口・世帯数の推移
[各年12月31日現在 住民基本台帳、単位：人・戸]



町内人口は一六一名の増加

平成六年の一年間で
平成六年十二月三十一日現在の町の住民基本台帳登録人口は、一、二、八九〇人、前年同月比で約一・三％の増加であり、県内屈指の人口伸び率を誇っています。これは、出生が死亡を上回るという自然増加に加え、長岡市からの一九一人、見附市からの四二人をはじめ、他市町村からの多くの新規転入があったことによるものです。

また、世帯数についても一年間で六五戸、二・三％という著しい増加を遂げており、今後も役場前住宅団地及び民間開発による宅地における住宅建築が進み、人口・世帯数ともに、さらなる増加が見込まれています。

町消防団長に大竹清治さん

任期満了に伴い、町消防団正副団長に次の方々を二月一日付で任命しました。

(敬称略、任期三年間)

- 団長**
大竹清治 (57歳 中之島第四)
- 副団長**
高橋 敬 (51歳 大沼新田)
池上文男 (52歳 灰島新田)
- 予防火災、万 one のときの消火活動について今後ともよろしく願っています。
- なお、これまで団長をつとめられた渡辺昭平さん(福原)、副団長をつとめられた藤田孝知さん(中条第一)は、一月三十



池上副団長 高橋副団長 大竹団長

献血功労者表彰

- 「金色有功章」献血五〇回表彰
山崎隆行さん(中条第一)
- 「銀色有功章」献血三〇回表彰
小村文行さん(栄町帯織)
児玉富栄さん(藤山)
徳永ユキさん(福原)
真島 弘さん(中条第二)
大屋真理子さん(見附市今町)
- * 写真は伝達式に出席された方のみ。



左から山崎隆行さん、小村文行さん、大屋真理子さん

国民年金コーナー

国民年金の保険料は納めましたか

国民年金の保険料の納め忘れはありませんか。保険料の納め忘れがあると、病気や事故にあっても障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられないばかりでなく、将来、老齢基礎年金まで受けられなくなることもありま。また、受けられる場合でも、納め忘れによる未納期間が生じるため年金額が少なくなります。

平成六年度の保険料の納付についてもう一度確認し、納め忘れがある場合は三月中に納めましょう。

こんなとき種別変更の届出が必要です

就職や結婚などにより生活の状況が変わる方は、忘れずに国民年金の手続きを行ってください。

医療費の一部負担金変更のお知らせ

- * 老人医療 (70歳以上の方の医療)
 - * 県単4医療 (県老・県障・県親・乳児)
- 平成7年4月から平成8年3月までの間、医療機関の窓口で支払う一部負担額

◎ 外来
各月の最初の受診日に **1,010円**
(現行 1,000円)

◎ 入院 (現行どおり)
一部負担金 1日 700円
食事療養費負担額 1日 600円
(低所得者については、それぞれ減額があります)

保険証が変わったら、すぐに
役場・医療機関に届出を

＝問い合わせ先＝
■町保健衛生課 (☎61-2016)
■町住民福祉課 (☎61-2014)

国民年金には、二十歳から六十歳までのすべての人が加入します。加入者は次の三種類の種別に区分されており、種別が変わることに「種別変更届」を市町村役場に提出しなければなりません。

【第一号被保険者】
農業や漁業などの自営業、無職、学生

【第二号被保険者】
厚生年金及び共済組合に加入しているサラリーマンや公務員

【第三号被保険者】
第二号被保険者に扶養されている配偶者

例えば、学生の方が会社に就職する場合、第一号被保険者から第二号被保険者への種別変更の手続きが必要となります。手続きを怠ると、年金を受けるために必要な期間に満たなくなることもあり、種別が変わったときは速やかに役場で手続きをしてください。

二十歳の加入に始まり六十歳の誕生日まで、人生の節目節目には国民年金の手続きを忘れずに行って安定した老後を迎えましょう。

なお、国民年金の保険料は四月から月額一、七〇〇円です。
* 問い合わせ先
町住民福祉課 (☎6112014)

たくさんのご応募ありがとうございました

文化活動・生涯学習の拠点 完成間近

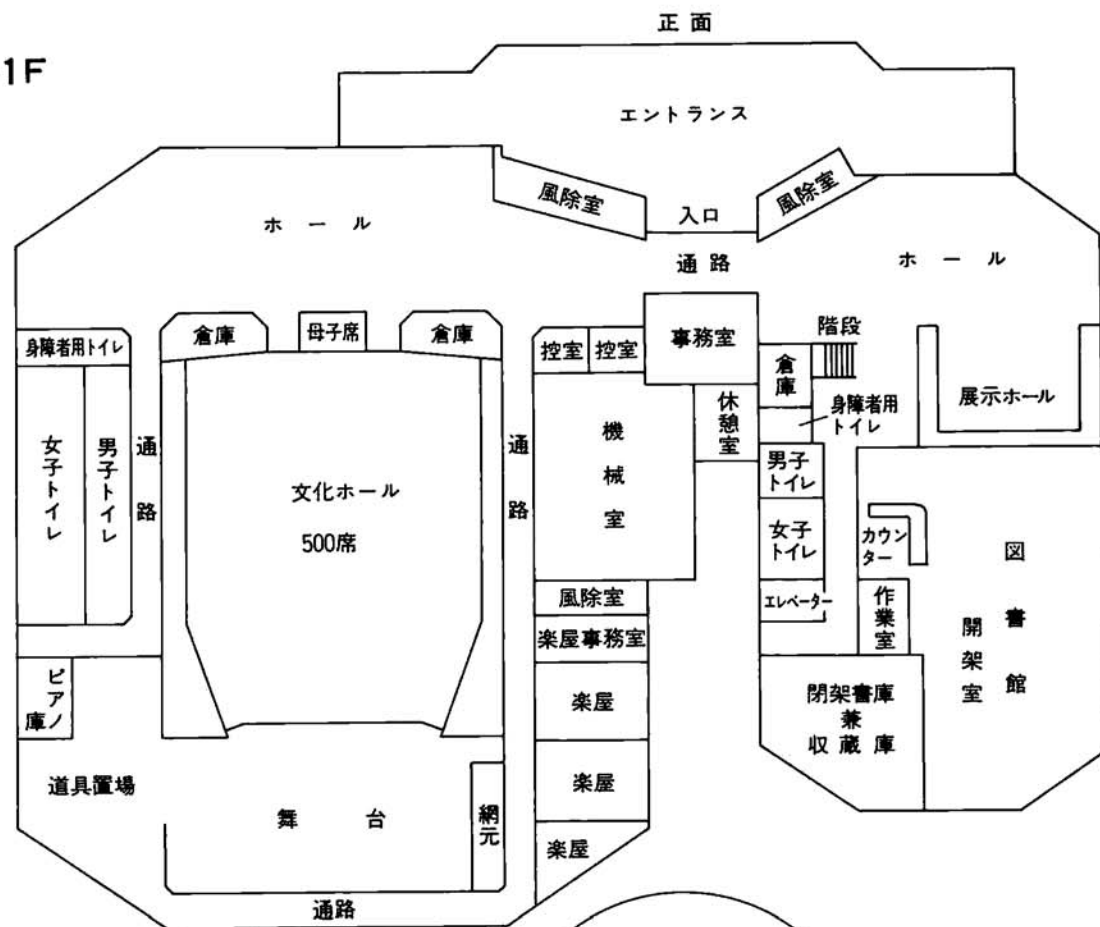
町民文化センターの愛称決定



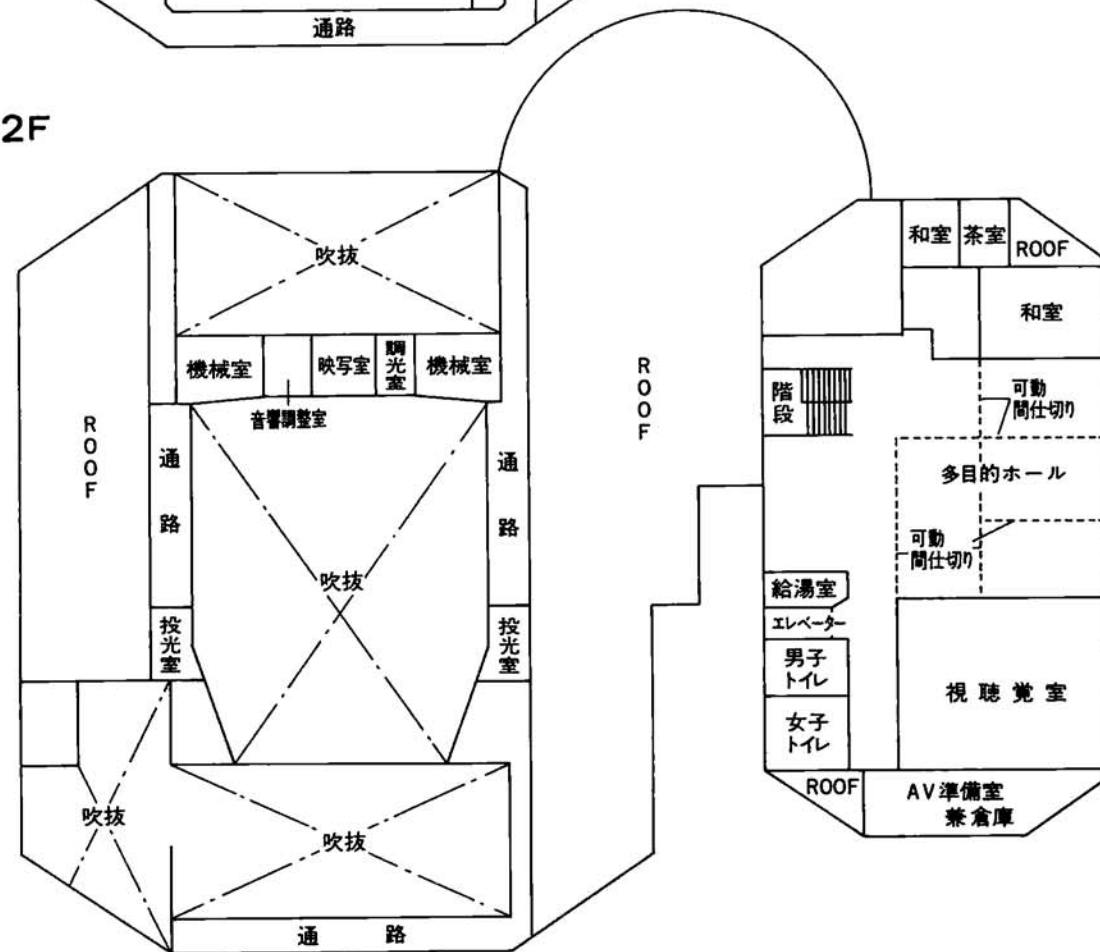
～83点の応募の中から渡辺佐紀子さん(福原)の作品に～

町民文化センター 平面図

●1F



●2F



マナビープラザ

ながめししま

現在、旧中之島中学校跡地に建設中の「町民文化センター」の愛称を募集したところ、町外の方も含め、八十三点もの応募をいただきました。ご協力たいへんありがとうございました。文化センター運営協議会において慎重に選考した結果、渡辺佐紀子さん(福原)の応募作、『マナビープラザなかのしま』を愛称に、また、吉田義美さん(中条新田第三)ならびに吉田和世さん(中条新田第三)の応募作を佳作とすることに決定しました。

町民の文化活動・生涯学習の拠点施設として位置づけられている町民文化センター。素敵な愛称も決まり、工事の進捗と併せ、今年八月のオープンに向けてまた一歩前進しました。

◎採用作品

マナビープラザなかのしま (応募者 渡辺佐紀子さん)
 『マナビー』は生涯学習のマスケットキャラクター、「プラザ」は広場を意味する。この二つを合わせて中之島町の生涯学習の広場を象徴する』

○佳作

サンホールなかのしま (応募者 吉田義美さん)
 『サンバルコなかのしま』と同じ一連の町の施設として、町民が楽しく明るい集えるホールをイメージ』
 未来プラザ ピアなかのしま (応募者 吉田和世さん)
 『未来に向かって町民が集う、素晴らしい文化会館をイメージ』
 ▽その他の応募作品

エスポワール『フランス語で希望・期待』、アイルウィス『価値ある島』、アメニティ中之島『魅力ある町(環境)』、中之島コネクションホール『親しい人間関係を築く』、アルバ中之島『イタリ語で夜明け・曙』 ほか

作者の言葉

以前、町の広報で生涯学習について掲載されたときに、生涯学習のマスケットの愛称がマナビーだということを知りました。文化センターは町の生涯学習の中心ということですので、生涯学習の広場になればいいな

いつきました。図書館もできるといふことで、完成したら子供と一緒に利用したいと思っています。



渡辺佐紀子さん

＝ スポーツ施設の利用について ＝

施設名	野 球 場	テニスコート	野 球 場 サブグラウンド	町 体 育 館 北 体 育 館	ス ポ ー ツ 広 場
開放期間	4月1日～11月20日 (予定)			1月8日～ 12月26日 (予定)	4月1日～ 11月30日 (予定)
使用方法	すべて予約制で、使用する30日前から3日前までの間に町教育委員会生涯学習推進課 (公民館内) に申請してください				
受付時間	土・日曜日、祭日を除く午前8時30分～午後5時				
使用時間	午前5時～ 午後10時	午前6時～ 午後10時	日の出～ 日没	午前9時～ 午後10時	日の出～ 日没
使用料	(町内者) 昼間1時間 2,000円 夜間1時間 4,000円	(町内者1コ) ートにつき 昼間1時間 500円 夜間1時間 1,100円	(町内者) 500円	(町内者) 午前9時～ 午後6時 1,000円 午後6時～ 午後10時 2,000円	(町内者) 500円
	* 町外者の使用の場合は、上記金額の5割増となります。 * 社会教育活動としての使用であると認められる場合は、使用料が減免されます。				

社会教育関係団体の 登録を受け付けています

受付期間
3/24 (金) まで

—問い合わせ先—
町教育委員会 生涯学習推進課
(☎ 61-2021 内線412)

町教育委員会では、生涯学習の推進のため、学校開放や公民館・各体育施設などの貸し出しを行っています。

これらの施設利用の円滑化を図るため、社会教育活動や社会体育活動を行う団体をあらかじめ登録(有効期間一年間)する制度をとっています。

現在、平成七年度の登録受付を行っていますので、関係団体はお早めに登録申請手続きをしてください。

なお、登録認定団体は、優先的に施設を利用することができ

登録団体の要件

社会教育関係団体の登録にあたっては、次の事項をすべて満たす必要があります。

- ① 社会教育に関する事業、活動を行う団体
- ② 町内在住者または町内事業所等への勤務者で構成されている団体
- ③ 団体の責任者が明確になっている

登録申請の手続き

三月二十四日(金)までに、町教育委員会生涯学習推進課(町公民館内)へ申請してください。(申請用紙等、所定の用紙を備えています)

さらに、学校体育館などの利用を希望する団体は、「学校開放施設利用団体登録」を併せて行ってください。

スポーツ施設の利用方法

町内のスポーツ施設の貸し出しは、次ページの表のとおりです。各施設の「利用申請用紙」

は町教育委員会に備えてあります。

また、公民館内には高校生以上の町民のみなさんにご利用いただくための「体力づくりマシーン」があります。

- ロエアロバイク 一台
 - ローリングマシン 一台
- 体力テストや一般・減量トレーニングなどには是非ご利用ください。(貸し出しは行いません)



ローリングマシン

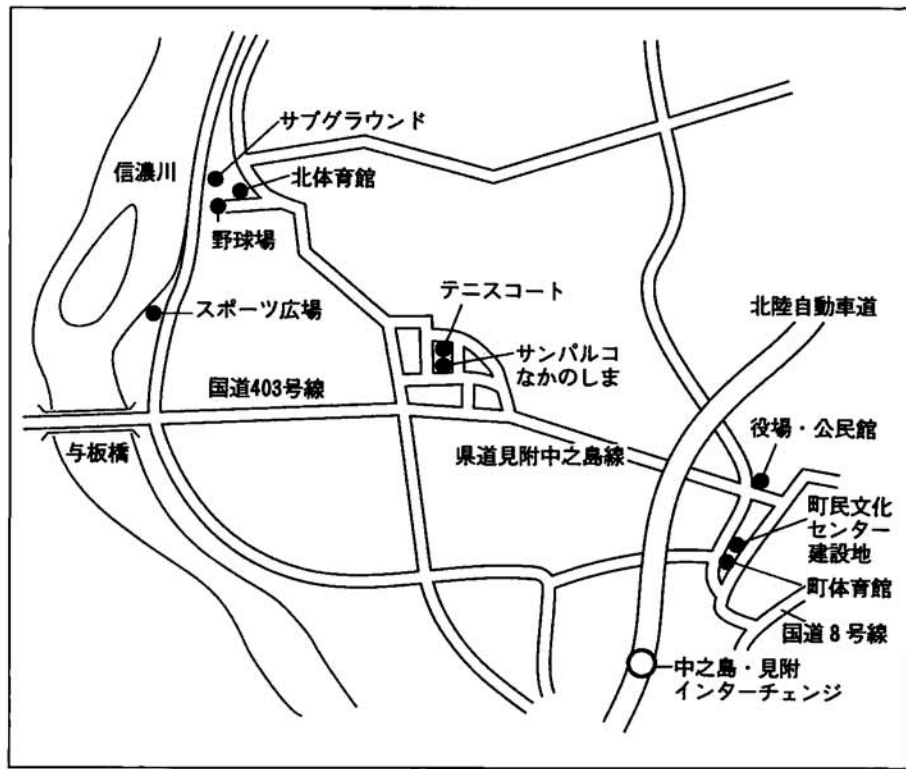


エアロバイク

登録申請受付中

- 野球連盟
- ◆ 受付期間 三月二十四日(金)まで
 - ◆ 申請先 町野球連盟事務局(町公民館内)
 - ◆ 登録料 新規：六、〇〇〇円 更新：五、〇〇〇円
 - ◆ テニス協会
 - ◆ 受付期間 三月二十日(月)まで
 - ◆ 申請先 町テニス協会事務局(町公民館内)
 - ◆ 登録料 三、〇〇〇円

※いずれも、申請書は町公民館に備えてあります。



今年4月以降の 週法定労働時間について

労働時間の短縮は、一人ひとりの生活の豊かさの実現、産業や企業の活性化に寄与するものであり、経済社会全体からしても重要な課題となっています。

法定労働時間は、平成6年4月1日より原則週40時間制が施行されていますが、一定の規模・業種の事業場については、最大限で平成9年3月までの猶予期間等が講じられているところです。

このたび、一部の事業場における週法定労働時間が下記のとおり変更されることになりました。

変更点

- 労働基準法第8条第1項から第5号まで（製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業）及び第15号（清掃・と畜業）の事業のうち、常時9人以下の労働者を使用するものについては、平成7年4月1日以降、それまでの週46時間から週44時間に短縮されること。
- 労働基準法第8条第8号（商業）及び第14号（接客娯楽業）の事業のうち、常時5人未満の労働者を使用するものについては、平成7年4月1日以降、それまでの週48時間から週46時間に短縮されること。

業種別・規模別の法定労働時間の枠組み

業種	規模	301人	101~	31~	10~	1~
		以上	300人	100人	30人	9人
製造業 (1号)		40	44	44	44	44
鉱業 (2号)		44	44	44	44	44
建設業 (3号)		40	44	44	44	44
運輸交通業 (4号)		44	44	44	44	44
貨物取扱業 (5号)		44	44	44	44	44
林業 (6号)		44	44	44	44	44
商業 (8号)		40	40	44	44	46
金融広告業 (9号)		40	40	40	40	40
映画・演劇業 (10号)		40	40	44	44	46
通信業 (11号)		40	40	40	40	40
教育研究業 (12号)		40	44	44	44	44
保健衛生業 (13号)		40	44	44	44	46
接客娯楽業 (14号)		40	44	44	44	46
清掃・と畜業 (15号)		44	44	44	44	44
官公署 (16号)		40	40	40	40	40
その他の事業 (17号)		40	40	44	44	44

- 原則 1週40時間
- 猶予 1週44時間 (最大限 平成9年3月31日まで)
- ▨ 特例 1週46時間



今年4月から、月2回の学校週5日制が実施されることになりました。これにより、第2土曜日に加え、第4土曜日も休業日となります。対象となるのは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校の各学校です。

この制度の実施にあたり、不安を感じ、また疑問を持っておられる方のご理解を深めていただくため、制度の目的・趣旨をご紹介します。

- Q1** この制度の目的は？
なぜ学校週5日制を月2回にしなければならないのか。
- A1** 学校週5日制は、学校、家庭及び地域社会の教育全体のあり方を見直し、子どもたちの豊かな人間形成を図ることを目的としています。激しい変化が予想されるこれからの社会においては、子どもたちが自ら考え、判断し、行動する力を身につけさせる教育が大切であるからです。また、土曜日の休みを月2回に拡大することは、全国642校で試験的に行った研究結果からみて、子どもたちの望ましい人間形成を図るうえで、好ましい結果をもたらすものと考えられたからです。
- Q2** 休みが増えて遊んではばかりいたのでは意味がないのでは？
- A2** 子どもの成長に遊びは欠かせません。子どもたちが遊びを通してさまざまなことを発見し、つくりだすという貴重な体験を積み重ねていくことは大切なことです。
- Q3** 塾通いをする子どもが多くなるのでは？
- A3** 月1回の週5日制実施時にも、こうした心配はありましたが、文部省による「幼児・児童・生徒の学校外活動実態調査」の結果では、塾通いが増えたということはありませんでした。増えた休みを、それぞれが有意義に使ってください。

法改正により 予防接種の方法が変わりました

昨年十月一日に、予防接種法が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

④救済施策の充実
は現状どおりの集団接種方式を行っていきます。

①予防接種の接種義務の緩和
改正前 義務接種（接種を受けなければならない）

▼予防接種により健康被害を受けた方には、予防接種法に基づき障害年金などが支給されていますが、この年金額などを大幅に充実します。

改正後 努力接種（接種を受けるように努めなければならない）

⑤問診票の変更
現在の問診票が予診票と改められ、様式が変わります。

②予防接種の種類の変更
▼インフルエンザが削除され、破傷風が新たに追加されました。

※ これまで朝・昼の二回測定していた体温は、会場での一回のみとなります。体温計は各自が持参してください。

※ 破傷風は三種混合、二種混合の中に含まれています。

品を使用するため不要）

▼風疹の接種対象
改正前 中学二年生の女子

⑥正確でわかりやすい情報の提供
義務教育終了までに受ける予防接種の種類、特徴などをまとめた冊子「予防接種と子どもの健康」を配布します。

改正後 幼児・小学一年生・中学二年生のいずれも男子及び女子

◇問い合わせ先 町保健衛生課 (☎6112016)

③個別接種の推進
▼中之島町においては、医師の数が少ないために、しばらく





改善センターの多目的ホールをいっぱいにつかって

二月十五日(水)に各保育所年長組、二月二十二日(水)には各小学校一・二年生の子どもたちによる「第二回ちびっ子カルタ大会」が町農村環境改善センターを会場に開かれました。中之島つくろう塾が主体となり、町の四季や歴史を綴った「中之島ふるさとカルタ」を使って行うこの大会。子どもたちは、赤白に分かれての対抗戦で日ごろの練習の成果をいかに発揮しました。



だれが一番早かった?



ふるさとカルタが春を呼ぶ

第二回ちびっ子カルタ大会



サンドウィッチ ちょっと味見を...



大きな袋いっぱいにお買い物しました

上手に買い物できました
中条保育所
お店屋さんごっこ
二月十七日(金)、中条保育所でお店屋さんごっこをしました。買い物袋を片手に、紙でつくったお金を使って、みんなが上手に買い物ができました。その後、サンドウィッチづくりに挑戦。ジャムをぬったり、ハムをはさんだり、とってもおいしいサンドウィッチができました。

「若い」と上手につき合うために ボランティア
介護、給食の両ボランティア合同の「ボランティア研修会」が二月十六日(木)にサンパルコなかのしまで開催されました。約八十名の参加者を前に講演された田宮病院精神科医長の湯野川淑子さんから、「介護のボランティアは、①相手の痴呆の程度を知る②相手ができる範囲での役割を与える③相手の自尊心を



熱心に聞き入る参加者



講演される湯野川淑子さん

大事にすること。介護する、されるという関係ではなく、同じ人間対人間というスタンスで接することが必要。また、老後はバリエーションに富んだ趣味や老人ホームにも見舞いに来てくれるような友人など《心の財産》をもつことが大切。」と、体験談をまじえた貴重なお話がありました。また、アトラクションとして長岡市出身の歌手、「長生わたる」さんの歌が披露され、会場は大きな拍手で包まれました。



長生わたるさんの熱唱



サンパルコなかのしま



中通保育所

鬼は外 福は内
サンパルコなかのしま
各保育所で豆まき

節分に、サンパルコなかのしま、各保育所で豆まきを行いました。今年、風邪が猛威を振るい、多くの方が体調を崩された中、デイサービス利用者のみなさん、保育所の子どもたちは、「病気やケガ、悪い鬼を追い出そう!」と、元気良く豆まきをしました。



中野保育所



中之島保育所

盤上での熱い戦い

二月二十六日(日)、町公民館を会場に「第二十一回町民将棋大会」が行われました。A級十九名、B級十六名、C級十名の総勢四十五名の愛好家が参加し、静寂の中で熱い戦いが繰り広げられました。結果は次のとおりです。(敬称略)

- A級(上級)
◎優勝 古川芳信 ○第二位 佐藤 実 ▼第三位 種部真 喜雄

第二十一回町民将棋大会

- B級(中級)
◎優勝 藤田重夫 ○第二位 堀 恒夫 ▼第三位 金子 勝
- C級(初心者)
◎優勝 大谷政雄 ○第二位 吉野謙吉 ▼第三位 梅沢稔



会場には緊張感がみなぎり...

伝承料理「干し葉汁」を紹介

町食生活改善推進協議会



材料は 干し葉、打ち豆、煮干、みそ、餅

干した大根の葉をつかった味噌汁、「干し葉汁」がテレビで紹介されました。県広報番組の「郷土料理 ふる里自慢」コーナーで、中之島の伝承料理として三月四日(土)に放映されたものです。これに先立ち、二月二十三日(木)に町農村環境改善センターで番組の収録がなされ、町食生活改善推進協議会のみなさんによって「干し葉汁」がつくられました。体が暖まり、手軽にできる「干し葉汁」。是非お試しください。

「作り方」

- ①乾燥した干し葉を水から入れ、熱湯で煮戻してみじん切りにしておく。
 - ②味噌汁をつくる要領で打ち豆を入れ、みじん切りした干し葉の水気を切り、加える。
- ※ 餅を加えた「干し葉餅」もおいしい。



調理は 町食生活改善推進協議会のみなさん



ハ〜イ 本番で〜す

カメラ散歩



上通保育所



固定資産課税台帳の 縦覧について

地方税法の一部改正に伴い、課税台帳の縦覧期間を変更し次のとおりとします。

縦覧は無料ですので、特に平成六年中に家屋調査の対象となつた方は是非この期間にご利用ください。

なお、平成七年度の固定資産税の第一期納入日は、五月末日の予定です。

○縦覧期間

4月5日(水)～24日(月)
(土、日曜日を除く)

午前8時30分～午後5時

▽縦覧及び問い合わせ先

町税務課(☎6112017
内線131・132)

家族法ホットライン (受信専用FAX)の設置

法務大臣の諮問機関である法制審議会の民法部会では、民法のうち家族法(親族法・相続法)の分野について、法改正の審議を現在進めています。今回の改正審議の対象となっている事項は、夫婦がそれぞれ別の氏を称することを認めるか、夫婦が五年以上共同生活をしていない場合には裁判上の離婚を認めるか、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同等にするかなど、国民生活に深い関わりを持つものです。

そこで法務省では、受信専用ファックス『家族法ホットライン』を設置し、広く国民のみなさんご意見を聴取する中で適切な家族法改正を目指すとしていきます。

みなさんの貴重なご意見をお送りください。

○ファックス番号

031359217786

(法務省民事局参事官室内)

○設置期間

3月31日(金) 午後5時
まで

『子ども・家庭110番』 局番変更

いじめや登校拒否、発達の遅れなど、子ども・家庭に関する悩みや心配ごとのある方のための相談を行う『子ども・家庭110番』の局番が、中央福祉相談センターの移転に伴い三月二十七日(月)から次のとおり変更になります。今後、お気軽にご利用ください。

○変更後局番(3月27日から)

025138214152

○受付時間

午前9時～午後9時(12月29日～1月3日を除く毎日)

高齢者 生きがい教室作品展 開催

サンバルコなかのしまで開講している『高齢者生きがい教室』の作品展を開催します。

陶芸・工芸・手芸の各教室のみなさんによる多くの力作を、どうぞご覧ください。

○日時

3月17日(金)～23日(木) 午前9時～午後4時

○会場

サンバルコなかのしま
多目的ホール

※ 3月19日(日)の午前10時からチャリティーセールを実施します。

▽問い合わせ先

サンバルコなかのしま(☎610688)



県立新潟高等学校 通信制課程 生徒募集

県立新潟高等学校通信制では、平成七年度入学生徒の募集をしています。

通信制は、月に二～三回の決められた日曜日にだけ登校して授業を受け、他の日はそれぞれの自宅において与えられた課題について学習し、レポートを学校に提出するというものであり、順調に学習が進めば三年間で高等学校の卒業資格を得ることが出来ます。

○募集対象

今年三月に中学校を卒業見込みの人、中学校を卒業した人及びそれと同等以上の学力があると認められる人であれば、年齢に制限なくどなたでも出願可

○入学願書請求

住所、氏名を明記した返信用封筒(九〇円切手を貼ったもの)を同封して請求先へ

○入学願書受付期限

四月五日(水)まで

○入学者決定

出身校の調査書などの書類を参考として決定

○入学後の必要経費

・入学科 四五〇円

・授業料 一単位当たり二五〇円(年平均六、五〇〇円程度)

・諸経費 年額八、〇〇〇円程度

※ 教科書、学習書は無償で付され、修学奨励金の貸与制度もあります。

▽願書請求及び問い合わせ先

県立新潟高等学校通信制 入学係(〒九五一 新潟市関屋下川原町二一六三五 ☎025126612024)

献血に ご協力を

献血会場を次のとおり開設します。多数のみなさんのあたたいご協力をお願いします。

○日時

3月24日(金) 午前10時～正午・午後1時～3時

○会場

町役場前

○献血方法

二〇〇ml、四〇〇ml

▽問い合わせ先

町保健衛生課(☎6112016)



高校生エッセイ コンテスト95 作品募集

国際協力事業団では、次代を担う青少年の国際社会への積極的な関心を醸成し、国際協力に対する意識の向上を図るため、今年で三十四回を数える『高校生エッセイコンテスト』を次の要領により実施します。

高校生のみなさん、ふるってご応募ください。

○募集形式

「自由作文部門」

「国内外での開発途上国の人々のふれあいを通して感じたこと」、「国際社会における日本の役割」等、途上国について思っていることについて自由に書いてください

△テーマ論文部門

「最近、開発途上国や国際協力についてニュースになったこと、あなたが感じたこと」について論じてください

○応募資格

平成七年四月現在において高校生であること

○募集期間

5月15日(月)まで(当日消印有効)

○応募規定

・本文

△自由作文部門

四〇〇字詰原稿用紙(A4サイズ)に四枚以内

△テーマ論文部門

四〇〇字詰原稿用紙(A4サイズ)に三枚以内

・別添

四〇〇字詰原稿用紙(A4サイズ)に、①住所(郵便番号)②氏名(ふりがな)

③電話番号④年齢⑤性別⑥学校名⑦学年⑧どのようにしてこのコンテストを知ったか⑨海外経験の有無を明記すること

*テーマ論文部門応募者は、これとは別に、ニュースの概略(例 二月一日付け新潟日報朝刊三面掲載の記事で...)を四〇〇字詰原稿用紙一枚にまとめること

○応募封筒

自由作文、テーマ論文、両部門在中のいずれかを明記すること
なお、学校単位での応募の場合は、それぞれの作文形態によって分類し応募すること

○賞

△自由作文部門

△特選Ⅱ(二名)

△国際協力事業団総裁賞(一名)

△副賞としてタンザニアへ研修旅行(八月下旬より十日間程度)

△審査員特別賞Ⅱ(三名)

△副賞として国内研修センターへ研修旅行(八月下旬より十日間程度)

△特選Ⅱ(二名)

△国際協力事業団総裁賞(一名)

△副賞としてタンザニアへ研修旅行(八月下旬より十日間程度)

今年三月に中学校を卒業見込みの人、中学校を卒業した人及びそれと同等以上の学力があると認められる人であれば、年齢に制限なくどなたでも出願可

○入学願書請求

住所、氏名を明記した返信用封筒(九〇円切手を貼ったもの)を同封して請求先へ

○入学願書受付期限

四月五日(水)まで

○入学者決定

出身校の調査書などの書類を参考として決定

○入学後の必要経費

・入学科 四五〇円

・授業料 一単位当たり二五〇円(年平均六、五〇〇円程度)

・諸経費 年額八、〇〇〇円程度

※ 教科書、学習書は無償で付され、修学奨励金の貸与制度もあります。

▽願書請求及び問い合わせ先

県立新潟高等学校通信制 入学係(〒九五一 新潟市関屋下川原町二一六三五 ☎025126612024)

ターへ研修旅行(八月下旬より二泊三日)

△入選Ⅱ(四名)

△表彰状及び記念品

△佳作Ⅱ(両部門とも五名)

△表彰状及び記念品

△努力賞Ⅱ(両部門とも十名)

△表彰状及び記念品

△奨励賞Ⅱ(両部門とも五十名)

△図書券

○入賞発表

六月下旬、入賞者に直接通知するほか、『国際協力』

九月号誌上にて入選作品を発表予定

▽応募及び問い合わせ先

国際協力事業団関東支部(〒三三六 埼玉県浦和市北浦和四一五一)

ただいま工事中				
場所	工事名	工事費	工事者名	完成予定年月日
中条新田	中条新田本川原2号線道路改良工事	万円1,112	磐石高組	7.3.24